

平和運動センター情報

第444号 2014年7月30日
富山県平和運動センター発行
TEL 076-431-8756

◆平和の尊さ訴える
日本青年学生平和友好祭県美行委員会は29日、県前公園で集会を開き、平和の尊さを訴えた。同実行委は、28～31日に県内全自治体をつなぐ「県反・平和の火リレー」を行っており、集会には約30人が参加した。上田歩仁委員長があいさつし、山崎彰議長が激励した。リレーは約300人が朝日町役場で、佐々木悟県職員長が朝日町役場へと走る。

反核・平和訴えリレー
県前公園で集会
「第28回県反核・平和の火リレー」の集会が29日、県前公園で行われ、参加者が平和の大切さを訴えた。
日本青年学生平和友好祭県実行委員会(上田歩仁委員長)

が毎年行つておる、県平和運動センター(山崎彰議長)に加盟する労働組合の青年部から約300人が参加する。集会では上田委員長があいさつし、山崎議長らが激励した。広島平和記念公園の「平和の火」から移されたトーチが次の走者に引き継がれた。リレーは28日に朝日町役場を出発。県内の各自治体前で集会を開きながら、31日矢部市役所まで約200kmを走破する。

- 特定秘密保護法施行令案等に対する
パブリシック・コメントに
取り組みお願いします!!
- 各構成組織 文書要請します!!

意見提出の期限

2014年7月24日から8月24日(日)までの間
(郵送の場合は8月24日消印有効)

電子メールアドレス

以下の電子メールアドレスに送信して下さい。
sekourei1407(@)cas.go.jp

郵送の場合

以下の住所・宛先に送付して下さい。

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房特定秘密保護法施行準備室「意見募集」係宛

FAXの場合

以下のFAX番号・宛先に送信して下さい。

03-3592-2307

内閣官房特定秘密保護法施行準備室「意見募集」係宛

◆電子メール、郵送、FAXによる意見提出の文例

(基本版の意見例)

- 特定秘密の保護に関する法律は、そもそも憲法違反にあたる法律であり、すみやかに廃案とすべき。
- この法律は、市民の知る権利を束縛して、国が持つ情報の秘密の壁を高くして集団的自衛権を進めるための軍事秘密を守るものでしかない。
- 特定秘密保護法は国民の知る権利を侵害する、憲法21条と国連自由権規約19条違反の法律である。即時廃止を。
- 重要な外交、防衛情報こそ国会審議と市民への情報提供が義務付けられるべき。国の暴走を国民が止める術(すべ)を縛る特定秘密保護法は、立憲主義と民主主義を破壊するもの。

